

プラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者募集要項

令和 8 年 1 月

神戸市環境局

A 連携内容に関する事項

1. 連携の背景・目的

近年、脱炭素社会への移行や持続可能な社会の実現が、世界的な喫緊の課題となり、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっており、令和4年4月には、プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されました。市町村は、その区域内における製品プラスチックの分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講じるよう努められています。

本市は、家庭から排出されたプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック製容器包装廃棄物（以下「容器包装プラスチック」という。）及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）を一括して分別収集するとともに、既に再商品化（分別収集物の運搬又は処分）を実施している容器包装プラスチックに加えて、それ以外の製品プラスチックについても再商品化を行う取組を進めています。

現在、容器包装プラスチックの再商品化は容器包装リサイクル協会に委託して処理を行っていますが、引き渡しには、中間処理（異物除去・選別・圧縮梱包）が必要であり、費用が約3億円発生しています。

プラスチック資源循環法第33条に基づき、市町村が再商品化事業者と連携して再商品化実施に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を作成し、国の認定を受けることで、認定された再商品化計画（以下「認定再商品化計画」という。）に基づいて再商品化を行う方法（以下「認定ルート」という。）を活用することで上記の費用を抑えることが可能になります。

本市が容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括で収集したもの（以下「プラスチック資源」という。）を再商品化する事業者と連携して再商品化計画を作成し、本市が国に申請して認定を受ける必要があることから、再商品化計画の作成及び国への認定申請並びに認定再商品化計画に基づく再商品化を本市と連携して実施する事業者（以下「連携事業者（契約候補者）」という。）を募集します。

2. 連携事項

本市と連携事業者（契約候補者）の連携事項は次のとおりです。

- (1) 国に認定申請を行う再商品化計画の作成に関すること。
 - ①計画期間：3年とする。
 - ②事業開始：令和12年度の事業開始を目途とする。
- (2) 認定再商品化計画に基づき実施するプラスチック資源の再商品化に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、再商品化計画の申請に必要な事項に関すること。

- ①モデル実施・組成調査に関すること。
- ②啓発（リスク対策、分別協力率の向上）に関すること。

3. 業務量

(1) 分別収集する製品プラスチック

本市が容器包装プラスチックと併せて分別収集する製品プラスチックについては、「プラスチック素材 100%のものに限る」とします。

(2) プラスチック資源の受け渡し場所及び方法

①受け渡し場所

- ア. 東クリーンセンター（神戸市東灘区魚崎浜町 1-7）
- イ. 妙賀山クリーンセンター（神戸市北区山田町下谷上字五郎本 1-1）
- ウ. 布施畠環境センター（神戸市西区伊川谷町布施畠字丸畠 1172-2）

②受け渡し方法

各排出場所から収集・運搬されてきたプラスチック資源を連携事業者（契約候補者）が準備した車両に、本市職員（各受け渡し場所の管理運営業務の委託事業者含む）がクレーン及びトラクタショベル並びに投入ホッパを使用して直接積み込む。

(3) 受け渡し量の目安

	年間見込み量
搬入量ベース（※1）	15,400 t
うち、容器包装プラスチック（※2）	14,000 t
製品プラスチック	1,400 t

※1：異物量込み（5%程度と想定）

※2：本市では、容器包装プラスチックの分別協力率が令和5年度の実績において27%であるため、令和17年度までに60%に引き上げる目標を計画している。

年間見込み量は、令和12年度の分別協力率を50%で算定しています。

（参考）受け渡し場所別・容器包装プラスチックの引き渡し量（令和6年度実績）

受け渡し場所	量
東クリーンセンター	2,086 t
妙賀山クリーンセンター	1,920 t

布施畠環境センター	4,407 t
合計	8,413 t

(4) 再資源化したもの以外の処理

原則、連携事業者（契約候補者）の責任で処理を行うものとする。

4. 本市と連携事業者（契約候補者）の役割

(1) 本市の役割

①国から再商品化計画の認定を受けるまで

- ・再商品化の基礎となるモデル実施・組成調査を計画・実施する。
- ・再商品化計画を連携事業者（契約候補者）と協力し作成する。
- ・再商品化計画を国に申請する。
- ・市民にわかりやすい啓発を行う。

②国から再商品化計画の認定を受けた後

- ・認定再商品化計画に基づき、連携事業者（契約候補者）と委託契約（以下「本委託契約」という。）を締結する。
- ・認定再商品化計画に従って再商品化が実施されているかを確認し、連携事業者（契約候補者）の管理・監督を行う。
- ・容器包装プラスチックの再商品化費用（容器包装リサイクル法第11条第3項に規定する事業者負担分以外の費用）及び製品プラスチックの再商品化費用を支払う。
- ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、国に変更の認定申請等を行う。
- ・分別収集物の品質調査を行う。
- ・国に対して再商品化の実施の状況に関する報告を行う。
- ・市民にわかりやすい啓発を行う。

(2) 連携事業者（契約候補者）の役割

①国から再商品化計画の認定を受けるまで

- ・再商品化計画の作成について、本市に協力する。
- ・2. 連携事項（3）①で提案のあったモデル実施・組成調査の内容に基づき本市に協力する。

②国から再商品化計画の認定を受けた後

- ・認定再商品化計画に基づき、本委託契約を締結する。
- ・委託契約に基づき、プラスチック資源の再商品化を行う。
- ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、変更の認定申請等について本市に協力する。

- ・2. 連携事項（3）②で提案のあった啓発の内容に基づき本市に協力する。
- ・分別収集物の品質調査について、本市に協力する。
- ・その他、必要となる報告業務等について、本市に協力する。

5. 連携の方法

本取組は、国への認定申請の手続きに向け、本市と連携事業者（契約候補者）との間で「プラスチック資源の再商品化実施に係る連携協定書」を締結し、両者がそれぞれの役割を適切に遂行することによって実施するものとします。

6. 協定の期間

締結の日から本委託契約の締結日の前日までとします。ただし、国から再商品化計画の認定を受けることができなかった場合及び取消し処分を受けた場合は、その時点で終了するものとします。

7. 費用及び特記事項

- ・本市及び連携事業者（契約候補者）は、それぞれの役割を適切に遂行したにも関わらず、再商品化計画の認定を受けることが出来なかった場合（取消し処分を含む）、互いに、賠償請求等名目の如何を問わず、金銭の請求をしないものとします。

連携事業者（契約候補者）においては、認定を受けるために設備投資を行ったとしても、その投下資本の回収ができなくなるリスクがありますのでご留意ください。ただし、再商品化計画の認定を受けることが出来なかった（取消し処分を含む）原因が、本市もしくは連携事業者（契約候補者）いずれかの責に帰すべき事由によるものである場合は、相手方に対し、生じた損失（ただし、得べかりし利益を除く）について賠償の責を負うものとします。

- ・本公募における提案単価（様式1）は、令和8年度時点の物価・賃金水準に基づき積算してください。事業開始（令和12年度を目途とする）に際して締結する委託契約単価については、本提案単価を基礎としつつ、提案時点から契約締結時までの消費者物価指数（CPI）、企業向けサービス価格指数、公共工事設計労務単価等の客観的な経済指標及び労務単価の変動、および法令改正等によるコスト変動を勘案し、本市と連携事業者（契約候補者）の協議により決定します。
- ・契約期間中においても、経済情勢の著しい変化により、現行の委託単価による履行が困難または不適当と認められる場合は、双方誠実に協議の上、単価の改定（インフレスライド・デフレスライド）を行うことができるものとします。
- ・再商品化計画の認定を受けることが出来た場合、本市は連携事業者（契約候補者）と、認定再商品化計画の条件で委託契約を締結することができるものとします。

ただし、本業務委託にかかる事業実施年度の神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この契約を締結することができない場合があります。

B 連携事業者（契約候補者）の選定に関する事項

1. 選定方法

提案書類の内容を審査会により審査し選定します。

2. 参加資格

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づく再商品化計画の認定を受ける委託基準を満たし、再商品化手法ごとの収率基準及び品質基準を満足できること。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ・参加申込書 提出時点で、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている者。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）。
- ・国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納している者。

3. 参加方法及びスケジュール

（1）提出書類

次に掲げる提出書類を期日までに提出してください。

- ・参加申込書（様式 1）
- ・法人の登録簿謄本または登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）
- ・事業者の概要（任意様式）
- ・提案資料（任意様式）

ただし、5. 審査（2）審査会の内容を留意し、（3）審査基準で示す内容についての記載があること。

(2) 提出期間

提出書類のうち提案資料以外：令和8年2月9日（月）から令和8年2月16日（月）午後5時まで

提案資料：令和8年3月11日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

下記「8. 提出先」のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

(4) スケジュール（事業開始を令和12年度と想定した場合）

項目	日程
募集要項の公表	令和8年1月26日（月）
質問の受付期間	令和8年1月26日（月）～2月2日（月）午後5時まで
質問の回答公表	令和8年2月9日（月）
参加申込提出期間	令和8年2月9日（月）～2月16日（月）午後5時まで
提案資料の提出期限	令和8年3月11日（水）午後5時まで
提案審査会	令和8年3月24日（火）
結果の通知、公表	令和8年3月下旬
連携協定の締結	令和8年4月上旬
モデル実施（組成調査含む）	令和10年度頃
再商品化計画提出	令和11年6月末
委託契約締結	令和12年3月
事業開始	令和12年4月

※事業開始時期は、事業者の提案を踏まえ、今後決定します。

4. 質問の受付・回答

(1) 質問書類

様式2「質問書」又は任意の様式

(2) 提出期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月2日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

下記「8. 提出先」のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

(4) 質問の回答

ア 公表時期

回答は、令和8年2月9日（月）に市のホームページにて公表します。

イ 注意事項

- ・受け付けた質問に対する回答は、個別に行いません。
- ・質問を行った事業者名等は公表しません。
- ・本要項に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。
- ・質問書に対する回答内容は、本要項の補完、追加及び修正事項としての効力を持つものとします。回答には、重要事項等が含まれることがあるため、内容の確認を行ってください。回答の内容を確認しなかったことにより参加者が被った損失について、本市は一切責任を負いません。

5. 審査

(1) 審査方法

- ・提出書類の審査及び提案事項の説明を審査会で審査します。
- ・審査会の詳細については、参加事業者に対し後日案内を送付します。

(2) 審査会

審査会は対面とし、参加事業者は、提案事項の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査委員からの質疑を受ける。1事業者（1グループ）につき説明時間は20分以内とし、審査委員からの質疑時間は15分程度とする。なお、説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこととし、原則5名までとする。

提案内容の説明にあたり、モニター及びHDMI接続端子については神戸市が用意する。使用するパソコン及びその他必要な機材は参加事業者が用意すること。

審査は匿名で行うため、プレゼンテーションの資料やスライド中、質疑応答において、参加事業者を特定することができる内容の記述（会社名やロゴマーク、公式サイトのドメインなど）や応答を行わないこと。

(3) 審査基準

審査会においては、連携事業候補者の優先順位を決定するものであり、下記の【審査基準】に基づいて審査し、審査委員の点数の合計（評価点）が最も高い者を候補者とする。

評価点が同点の参加事業者が複数あった場合は、評価項目のうち「安定的かつ合理的な処理体制」の合計点が最も高い者を候補者とする。

また、「安定的かつ合理的な処理体制」の合計点も同点の場合は、評価項目のNo.3の点数が高い者を候補者とする。

評価点が、満点の6割に達していない場合は、候補者として選定しないことがある。参加事業者が1者の場合も同様の扱いとする。

候補者とは協定締結の事前協議を行うこととし、提案書類の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議を行う。

【審査基準】

No.	評価項目	評価基準	提案資料への記載内容例	配点
1	事業運営能力	プラスチック資源の処理業務について受注実績や再商品化施設の運営能力が十分か。	・事業計画	5
2	事業計画の具体性	業務の実施スケジュールが明確であり、妥当か。	・事業開始までのスケジュール（許可手続き、施設整備など）	10
3	安定的かつ合理的な処理体制	選別、再商品化工程が合理化・一体化されており、本市財政負担の軽減される処理システムであるか。	・施設内の処理フロー ・施設配置図	30
4		施設の処理能力及び保管場所の広さは本市のプラスチック資源の受け入れに対し十分であるか。	・設備仕様書	
5		施設は合理的な運搬が可能となる適切な場所に設定されているか。 搬入場所を含めて、輸送効率性について配慮されているか。	・位置図及び輸送ルート ・運搬車両	
6		再商品化製品の活用方法は適正であるか。繰り返しリサイクルできる、市民が使える製品など、再商品化製品が高価値であるか。販路先を十分に確保しているか。	・引渡し後の再商品化に係る概略フロー	
7	収率	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」の収率を下回ることのないようにしているか。残渣処理など、適切な処理に取り組んでいるか。	・各工程における処理量	10
8	施設運営上のリスク管理	メンテナンス、故障時のバックアップ体制や災害時の管理体制は整っているか。	・施設の維持管理方法や不測の事態への対応方法	10
9		機器の故障時に速やかな復旧が可能か。	・故障時の対応方法	
10	脱炭素化	脱炭素化への具体的な取組があるか。	・脱炭素の具体的な取組	5
11	神戸市との連携	計画認定に向けて、モデル実施、組成調査を計画しているかどうか。 市民にわかりやすい広報、啓発、環境学習の機会の提供があるか。	・実施計画書	10
12	地元企業	地元企業であるかどうか。 ※地元企業とは、神戸市内に本店を有する企業とする。	・本店、営業所、支店の住所	10
13	価格	配点数×（全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格） ※小数点は切り捨て	・様式1に記載	10
合計				100

6. 連携事業者（契約候補者）の通知、公表

審査結果を通知するとともに、令和8年3月下旬に市のホームページで公表します。

7. 参加申込の条件

- ・提出書類の作成に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・本市で保管する提出書類は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ・提出された書類は、選定の用以外に参加事業者に無断で使用しません（ただし、神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・提出期限後の提出や差し替え等は認めません。
- ・提出された書類に虚偽の申請があった場合には参加を無効とします。
- ・参加後に「神戸市指名停止基準要綱」に基づく停止措置又は「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく入札等除外措置を受けた場合については参加を無効とします。

8. 提出先

神戸市環境局環境企画課 調整担当

所在地：神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 3階

電話：078-595-6076

メール：chosei-kikaku@city.kobe.lg.jp

様式 1

プラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者 参加申込書

令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造

(提出者)

所在地

事業者名

代表者氏名

プラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者募集要項（以下「本要項」という。）に基づき、受託可能量等について次のとおり申告し、関係書類を添えて、参加を申し込みます。

また、本要項に定める内容を理解した上、参加資格をすべて満たしており、提出書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

1 受託可能量（年間）: _____ t

2 想定している処理総額（税抜）: _____ 円／年

・容器包装プラスチックの再商品化処理単価（税抜）: _____ 円／t

・製品プラスチックの再商品化処理単価（税抜）: _____ 円／t

※上記に、受け渡し場所からの運搬費用を含むものとする。

※本市による中間処理（圧縮梱包のみ含む）は行わないものとする。

注)想定している処理単価は、契約締結する処理単価を保証するものではなく、協議の上、再商品化計画の認定を受けた処理単価で契約を締結します。

注)提案価格は、令和8年度時点の物価水準による単価を記載してください。

注)事業開始時（令和12年度を想定）の契約価格については、本要項 P.4 「7. 費用及び特記事項」に基づき、物価変動等を考慮して協議の上決定します。

(つづき)

3 申込者情報

企業・団体名			
所在地			
グループの場合 構成事業者名			
担当者	氏名		所属
	E-mail		
	TEL		

4 審査会参加予定者

参加予定者氏名	所属・部署・役職

様式 2

プラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者募集に関する質問書

1 申込者情報

企業・団体名			
所在地			
グループの場合 構成事業者名			
担当者	氏名		所属
	E-mail		
	TEL		

2 質問内容

--

※ ご質問がない場合は、提出の必要はありません。